

議案第 27 号

市川市スポーツ広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

市川市スポーツ広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 29 年 9 月 8 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市川市スポーツ広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

市川市スポーツ広場の設置及び管理に関する条例（平成 6 年条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

市川市福栄スポーツ広場の設置及び管理に関する条例

第 2 条を次のように改める。

（名称及び位置）

第 2 条 スポーツ広場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 市川市福栄スポーツ広場

位置 市川市福栄 4 丁目 3 2 番 4 号

第 5 条を次のように改める。

（使用料）

第 5 条 スポーツ広場の使用料は、無料とする。

第 6 条中「次の表の左欄に掲げるスポーツ広場の区分に応じ、同表の右欄に

定めるとおり」を「午前9時から午後5時まで」に改め、同条の表を削る。

第7条第1号中「祝日法」を「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）」に改める。

第8条中「使用者」を「第4条第1項の許可を受け、施設等を使用するもの（以下「使用者」という。）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年3月26日から施行する。

（経過措置）

2 平成30年3月26日前に市川市中国分スポーツ広場の施設又は附属設備を壊し、汚し、又は失わせたものに係る改正前の第11条の規定による当該施設又は附属設備を原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない義務については、なお従前の例による。

理 由

中国分スポーツ広場の土地の所有者から当該土地に係る使用貸借契約を平成29年度をもって終了とする旨の申出があったことから、同広場を廃止する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。